

平成 31 年度天白区区政運営方針 に対する意見の内容及び区の考え方

平成 31 年度天白区区政運営方針を策定するに当たり、案に対する貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただきましたご意見の概要と、それに対する区の考え方をお知らせいたします。

1 意見の募集期間

平成 31 年 2 月 5 日（火）～2 月 22 日（金）

天白区役所ウェブサイト及び天白区役所にて募集

2 提出状況

意見提出者数 4 名

意見件数 8 件

3 意見の概要及び区の考え方

I めざすまちの姿「安心して暮らせるまち」

【項 目】 2 地域防災力の強化
【意見の概要】
・「助け合いの仕組みづくりの推進」(p. 2)と「地域支えあい事業の推進」(P. 21)は表裏一体である。町内単位などで「助け合いマップ」を作成し、日常的には高齢者に対する支えを進め、災害時には災害弱者を助ける仕組みをつくっていききたい。学区で活動できる人材を確保するとともに、複合した担い手の育成が急務である。
・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方について、民生委員、町内会、高齢福祉相談員がそれぞれ情報を持っているが、個人情報の取り扱いにより共有化できていない。
・名古屋市は避難所マップや避難所運営マニュアルを整備し、避難所リーダー等の育成に努めているが、大型台風や東南海地震が発生したとき対象となる高齢者をどのような手段で自宅から避難場所、避難所施設へ誘導し、収容すればよいかわからない。また、各町内会においても危機管理意識に相当の温度差がある。
【考え方】
名古屋市では、災害時の「助け合いの仕組みづくり」を進めています。これは、区役所が要支援者本人の意思を確認した上で、同意が得られた方の名簿情報を学区に提供し、学区において、区役所から提供を受

けた要支援者名簿をもとに、個別の支援計画の作成、安否確認、避難支援及び救助等を行うものです

天白区では、未だ一部の学区でしかこの仕組みづくりが行われておりませんが、今後、実施する学区が増えるよう、区として呼びかけに力を尽くしてまいります。

【項 目】 2 地域防災力の強化

【意見の概要】

- ・災害対策委員の任務が重すぎる。自主的に担ってくれる方を公募してはどうか。

【考え方】

名古屋市では、災害対策委員については、区政協力委員に兼務していただいております。その目的は、本市の災害対策に関して市民と密接な連絡を確保し、地区の防災救助に万全を期すことにあります。

職務を通じて、地域の実情をよく知る区政協力委員が災害対策委員を兼ねることによって、平常時はもとより災害発生時においても、より災害対策活動を効果的に行っていただけるものと考えています。

II めざすまちの姿「すこやかにいきいきと暮らせるまち」

【項 目】 3 児童虐待の防止

【意見の概要】

- ・「児童虐待防止」について、各種講演会・講座開催はもちろん必要であるが、その講演・講座に出て来ない親への具体的対策が必要である。

【考え方】

名古屋市では、子育てに対する負担感や悩みを持つ保護者を対象に、児童相談所をはじめ区役所、保健センター、地域子育て支援拠点など多くの相談窓口を設けております。また、天白区では独自に「子育て SOS カード」や、「子ども・子育てお役立ち便利帳」を作成し、子育てに関する各種相談窓口やさまざまな子育て支援の施策の周知に努めております。

さらに、本市では5月、11月の児童虐待防止推進月間に、オレンジリボンキャンペーンを行い、子育て家庭だけでなく、広く市民の皆様に児童虐待防止についての周知・啓発を行っております。

今後とも、幼稚園・保育園・学校等の関係機関や、民生委員・児童委員の皆様とも連携を図りながら、相談や支援が必要な子育て家庭を適切に相談窓口や子育て支援施策につなぐことができるよう努めてまいります。

【項 目】 6 高齢者が地域で安心して暮らすための支援
【意見の概要】 ・「区政運営方針」の各事業を行うに当たって、「地域包括ケアシステム」をどう関連付けるのかを明記すべき。
【考え方】 「地域包括ケアシステム」は、要介護状態などになっても可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活を維持できるようにする仕組みです。 ご指摘の内容につきまして、区政運営方針に掲げる「めざすまちの姿」のひとつである「すこやかにいきいきと暮らせるまち」のうち、「6 高齢者が地域で安心して暮らすための支援」の目的欄に記載することにより、事業全体のめざすところであることを明らかにします。

III めざすまちの姿「魅力に満ちた愛着のもてるまち」

【項 目】 その他
【意見の概要】 区政協力委員の仕事の軽減を図るべき ・現状では、委員になっても嫌々やる部分があり、学区活動の活発な意見交換につながっていない。 ・高齢者、共働き世帯が増えてきたため、委員の引き受け手がなかなか決まらない。 ・実際に区政協力委員の仕事に携わると、動員があつたり、体制、組織（各種委員会、部会、青パト）に組み込まれてしまい負担が大きい。
【考え方】 地域の諸課題に行政のみで対応していくことは困難であり、地域と行政機関が一体となって住みよいまちづくりを実現することが必要と考えております。 区政協力委員には地域と行政のパイプ役として、市・区からの情報を伝達したり、地域からのご意見やご要望を伝えていただく役割を担っていただくほか、防犯や交通安全、清掃活動等、「安心・安全で快適なまち」をめざして様々な地域活動を行っていただいています。 一方で、地域社会の状況が変わる中で地域課題も複雑になり、それに伴い区政協力委員の負担感が大きくなりつつあって、新しい委員の選任が難しくなっていることは認識しております。 このため、市・区からの配布物を抑制したり、コミュニティ活性化をテーマとした研修会を行って区政協力委員の負担の軽減に努めるとともに、その活動を支援するため、区役所職員が地域に出向く地域担当制を推進してまいります。

【項 目】 その他
【意見の概要】 学区活動やコミセン運営事業の対象者を明確にするべき。 ・町内会に加入した世帯（家族）を対象とするのか、それとも地域在住者全員が対象なのかを明確にすべき。 ・敬老祝賀会の催し物は、名古屋市・区役所が行うのを、学区が代わりに行っていると考えている。敬老祝賀会の対象は、地域在住の75歳以上の方だと思う。区からの助成金を受けているので、祝賀会対象者を学区の判断に任せるとするのはおかしいのではないか。
【考え方】 コミュニティセンターの運営を含む地域の活動は、住民自治組織の自主性に基づき主体的になされるものであり、名古屋市内では、学区主催の事業として敬老会、お祭りなどさまざまな行事が開催されています。 敬老行事の企画及び運営についてもそれぞれの学区の自主的な活動として実施されており、その内容や対象者の年齢等は、各学区の特色が活かされた様々な形態となっています。 なお、区役所から敬老行事に対して支払われる助成金はありません。

その他

【項 目】 その他
【意見の概要】 喫煙者のマナー、啓蒙、喫煙場の設置について ・路上喫煙（歩きタバコ、吸える所で吸う）が増え、捨てられた吸い殻が多くなった。受動喫煙の被害を受けている。 ・受動喫煙を受けないためにも、建物内にしっかりとした（受動喫煙が起きない）喫煙所を設けることが必要だと考える。
【考え方】 名古屋市では、安心・安全で快適なまちづくりなごや条例において、市内全域を対象に公共の場所における歩行喫煙や吸い殻のポイ捨てをしないよう喫煙者の責務について定めるとともに、喫煙マナーについての周知に努めています。 今後は、改正健康増進法及び本市の方針に従い、受動喫煙防止のための措置を進めてまいります。

【項 目】 その他
【意見の概要】 学区内に交番の設置を ・交番の設置は、中学校区に1か所と聞いているが、安心・安全なまちづ

くりに必要だと考えるので、犯罪、事故の件数が多い学区には設置してほしい。

【考え方】

ご要望の趣旨は、警察にお伝えします。